

# 平成30年度第1回札幌市屋外広告物審議会

平成30年6月15日(金) 14:00

札幌すみれホテル 4階 コスモス

## 審 議 次 第

1 開 会

2 総務部長あいさつ

3 会長及び副会長の選任

4 議 題

審議事項 屋外広告物条例ガイドライン（案）の改正に伴う札幌市屋外広告物条例及び札幌市屋外広告物条例施行規則の改正について

- ・説明
- ・意見交換

5 閉 会

## 札幌市屋外広告物条例・規則の改正について

## 1 改正の理由

屋外広告物条例ガイドライン(案)の改正に伴い、本市の条例・規則についても見直しを行った結果、ガイドラインの内容に順拠した規定にすることが、条例の目的である「公衆に対する危害の防止を図る」ことに大きく寄与するものと判断したため。また、ガイドラインの改正(案)以外の部分についても、今回の改正理由に合致する箇所等に対して、併せて改正を行う。

## 2 改正の時期

平成31年6月公布、平成31年10月施行(予定)。  
今回、北海道も同様に条例改正を予定しており、利用者の利便性向上の観点から改正時期を合わせることとする。

## 3 改正の内容

## 【屋外広告物条例ガイドライン(案)の改正に関連する項目】

- (1) 屋外広告物の設置者又は管理者に加え所有者は又は占有者も、当該屋外広告物の補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持する義務があることを明記する。(別表1)
- ・何らかの理由で「設置者」「管理者」のいないような広告物を含め、すべての屋外広告物に対する管理義務を明確化
  - ・管理内容に除却も含むことを明文化
- (2) 屋外広告物の設置者若しくは管理者又は所有者若しくは占有者は、屋外広告士など専門的知識を有する者(以下、点検者という。)に、当該屋外広告物の本体、接合部、支持部分などの劣化及び損傷の状況を点検させなければならない旨の規定を設ける。
- ・対象屋外広告物  
管理者を要するすべての屋外広告物
  - ・点検者資格  
別表2のとおり ※広告物の大きさ等に関わらず一律
- (3) 屋外広告物の設置者若しくは管理者又は所有者若しくは占有者は、許可の更新等を行う場合に、上記(2)の点検結果を市長に提出することを規定する。
- ・点検結果の提出のタイミング  
許可の更新時(広告物の多くは3年に1回)や市長が安全管理上、必要があると認めた場合(危険個所が見つかったときや一斉点検を行う場合等を想定)
  - ・点検報告書  
様式を一部修正(点検者欄の追加)および別紙で写真添付を義務付ける。併せて管理者(※)及び点検者の資格を証する書面の写しの提出を求める。

※資格を有する管理者が必要な広告物のみ

### 【その他の改正項目】

#### (4) 除却届の規定を設ける

(理由) 除却については、義務が規定されているのみであったが、他の条例制定自治体では広告物を除却した場合に届出を行うことが義務付けられていることが多い。そのため今回、管理内容に除却も含めることを明文化することを機に、具体的な届出方法等を定めることが適当と判断したため。

#### (5) 1基当たりの表示面積の合計が10㎡を超える屋外広告物について、許可期間が1年以内の場合、資格を有する管理者の選任を要しないとする規定を削除する。

(理由) 本規定の制定時(施行規則：平成11年)、有資格管理者数が少ないことを想定して、無資格管理者が管理を行う場合は有資格管理者よりも報告頻度を高めることにより報告頻度を高めることで安全性を担保しようとして定めたものと考えられる。しかしながら管理者制度が始まってから20年ほど経過し、制度開始当初と比べて有資格者が増加していることとおよび本規定の存在が有資格管理者の設置を妨げている側面もあることから、このたびの改正により本規定を削除することが適当と判断したため。

#### (6) 管理者に必要な地方公共団体主催の屋外広告物講習会について、これまでは開催地が北海道内であるものに限定していたが、全国の屋外広告物講習会に拡大する。

(別表3)

(理由) 道内で開催する屋外広告物講習会が、特に北海道に特化したものではなく、道外の屋外広告物講習会修了者と比べて条件に差異を付けることは適当ではないと判断したため。

## 4 関係資料

- 1 屋外広告物条例ガイドライン(案)
- 2 屋外広告物条例ガイドライン新旧対照表(平成28年6月9日改正分)

(別表1-1) 管理義務者

管理義務者	現行	改正後
設置者	○	○
管理者	○	○
所有者	—	○
占有者	—	○

(別表1-2) 履行義務

履行義務	現行	改正後
補修	○	○
除却	—	○
その他必要な管理	○	○

(別表2) 管理者資格と点検者資格

資格	屋外広告物の大きさ		10 m <sup>2</sup> 以下		10 m <sup>2</sup> を超える	
	管理者	点検者	管理者	点検者	管理者	点検者
①屋外広告士	○	○	○	○	○	○
②講習会修了+1・2級建築士	○	○	○	○	○	○
③講習会修了 +特殊電気工事資格者(ネオン工事)	○	○	○	○	○	○
④講習会修了 +第1～3種電気主任技術者免状取得者	○	○	○	○	○	○
⑤広告美術仕上げ1級合格者	○	○	○	○	○	○
⑥講習会修了+点検技能講習修了者	○	○	○	○	○	○
⑦法人管理者(社内の人材で②～④を満たす場合(複数人可))	○	×	○	×	○	×
⑧屋外広告物講習会修了(のみ)者	○	×	×	×	×	×
⑨資格なし	○	×	×	×	×	×

※管理者は広告物掲出時に常時置いている必要あり。

点検者は更新時他必要なときのみ(外部委託も可、管理者と同一人(法人管理者は除く)でも可)。

(別表3)

屋外広告物講習会の主催地方公共団体

	現行	改正後
主催地方公共団体	北海道、札幌市、旭川市、函館市	全国の都道府県、政令指定都市、中核市